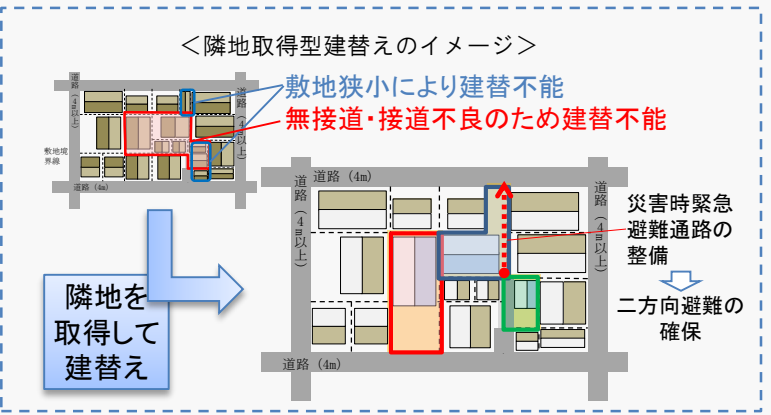


地震時等に大規模な火災の発生の恐れがある密集市街地等の改善整備を進め、その安全性の確保を図るため、建替支援に係る対象に隣地との敷地の集約化による建替えを追加するとともに、老朽木造住宅の防火改修について消防活動が困難な区域を支援対象に追加する。

平成30年度予算案

①住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の拡充

「個別建替え」(支援対象は調査設計計画費、建築物除却費等)の類型に、「隣地取得型戸建住宅」(隣地を取得して建替える戸建住宅)を追加する。
 この場合の支援対象には「通路整備費(地方公共団体と緊急時避難路として活用する旨の協定が締結された通路に限る)」を含む。



②住宅・建築物安全ストック形成事業の拡充

糸魚川大火を踏まえ、耐震改修と同時に防火改修を行う場合の対象地域について、以下の通り拡充する。

- 【現行】密集市街地
- 【拡充】密集市街地、消防活動が困難な区域※

※消防活動が困難な区域について

消防本部が消防活動の困難性と延焼危険性を勘案して指定した「木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域」を「消防活動が困難な区域」として取扱う。

